明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務三八三）　一

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十三年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　10

裁判所

破産、免責関係　11

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、型式適合認定、日本弁護士連合会裁決関係　吾

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○財務省告示第三百八十三号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成二十三年四月財務省告示第百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月二十一日から適用する。

平成二十三年十一月二十四日

財務大臣　安住　淳

別表　1　一般会計　(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）を次のように改める。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域自主戦略推進費
		地域再生推進費
		東日本大震災復旧・復興推進費
		沖縄振興自主戦略推進費
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金
		沖縄北部活性化特別振興事業費のうち 沖縄北部活性化特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		東日本大震災復旧・復興沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		東日本大震災復旧・復興沖縄開発事業費
		沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		東日本大震災復旧・復興沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち 空港整備事業財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
総務省	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費のうち 無線システム普及支援事業費等補助金
	消防庁	消防防災体制等整備費のうち 消防防災施設整備費補助金
		消防防災施設災害復旧費補助金
外務省	外務本省	経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費
		東日本大震災復旧・復興経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費